2025 年 4 月 1 日

加盟団体　各位

（連絡）競技及び施設・用具に関する公認・登録規則の改定について

公益社団法人日本カヌー連盟
競技運営部

表記の件につきまして、令和 7 年 4 月 1 日より改定がありますので、要旨を下記の通り連絡いたします。

記

（1）　機材公認の手順

- 初めて公認を受ける場合は、検定日の 30 日より前に、動作・機能を説明できる資料を連盟公認検定委員会に提出すること。
- 公認期間終了後に更新申請をするときは、更新検定を受けなければならない。ただし、公認期間中に大会で使用した機材は、その実績をもとに更新検定の免除を受けることができる。

（2）　競技艇の公認証再発行

- 公認証（初期公認証）の再発行を申請することができる（別紙）。

（3）　クラスの統合（自動発艇装置・ビデオ判定装置（スプリント））

- A および B 級を統合し全クラス統一とする。

（4）　コース公認（スプリント）の級の変更

- 従来の A および B クラスを統合し A クラスとし、従来の C クラスを B クラスに変更する。

以上

別紙１

競技艇の公認証再発行について

これまで、初期公認証が破損して識別できない場合には、再度の初期公認検定を要したが、公認証が完全に破損・喪失する前に差し替えを可能とする公認証再発行制度を導入する。

なお、完全に初期公認証を破損・喪失している場合には、これまでどおり再度の初期公認申請を要する。

- 公認証再発行は日本カヌー連盟に所定の様式にて申請する。その際、初期公認期限内の再発行または初期公認期限外の再発行なのか申し出る。
- 期限内における再発行の場合は、同年同月の公認証を再発行する。
- 再発行された公認証は指名された公認検定員が貼付し、元の公認証は回収する。

※再発行については、移行期間の措置として令和７年度に限り、手数料を徴収しない。

※公認検定員の派遣を要する場合は申請者の実費負担とする。当連盟主催する大会等の機会を活用して再発行検査を受けることを推奨する。
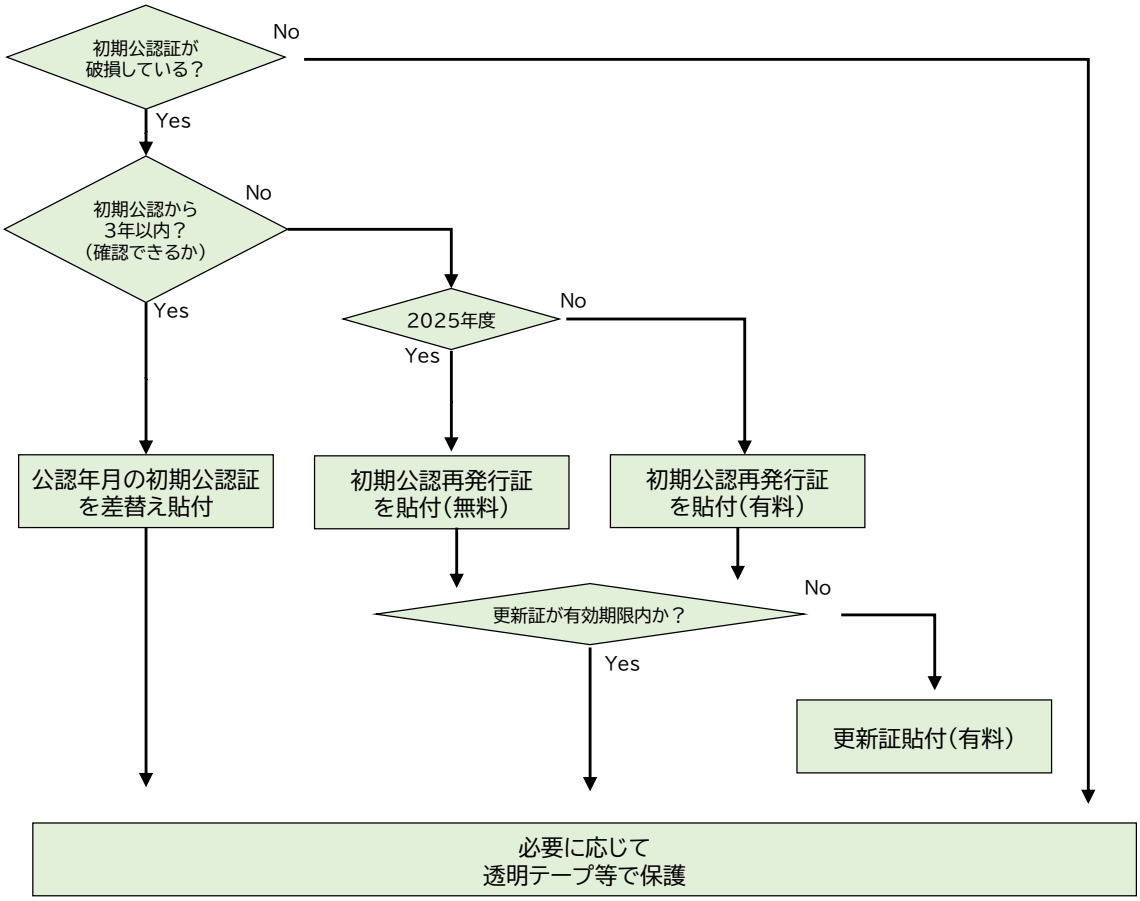
【公認証の再発行のフロー】